# 回　覧

令和５年４月６日

# 家屋の全棟調査のお知らせ

町では固定資産税の公正かつ適正な課税を行うことを目的として、平成３０年度より、７年間（第１期～第７期）をかけて、家屋の全棟調査を実施しており、今年度（第６期）は、昨年度からの継続地区として、五井（西・東）地区・中里地区・幸治地区、新規地区として浜宿地区・剃金地区が対象となります。

つきましては、下記により、調査員が現地調査を実施いたしますので、ご了承の程お願い申し上げます。

記

１．実施期間　　≪第６期≫
令和５年４月中旬～令和６年３月下旬
午前９時から午後５時
※土日・祝日及び年末年始を除く

２．対象地区　　（継続）五井（西・東）地区・中里地区・幸治地区
（新規）浜宿地区・剃金地区

３．調査方法　　身分証明書を携帯した調査員（※１）が２人１組で現地調査（※２）に伺います。なお、**原則、外観調査のみ**で家屋の中には入りませんが、ご不在の場合（※３）でも敷地内に入らせていただくことがございますので、その折はご容赦ください。

なお、**料金は一切かかりません**ので、不審な点がございましたら、役場・税務課までご連絡くださるようお願いいたします。

※１　委託業者：株式会社法令コンサルタント（千葉県松戸市緑ヶ丘１－９２－１）
※２　既存の図面と現在の形状に差異が無い場合は、写真撮影のみとなります。
既存の図面と形状が異なっている場合は、家屋の外寸計測を行います。
※３　ご不在時に現地調査を行った場合は、家屋調査実施報告書及び家屋調査済証（プレート）を置かせていただきますので、内容をご確認くださるようお願いいたします。

【担当】白子町役場　税務課　大多和・森
TEL：３３－２１１４